

平成30年度潜在的創業者掘り起こし事業
(創業スクール事業)

公募要領

<公募期間>

公募開始日：平成30年6月19日(火)

締め切り日：平成30年7月31日(火) (※消印有効)

<提出先・問い合わせ先>

平成30年度潜在的創業者掘り起こし事業

管理事務局(株式会社パソナ内)

〒100-8228 東京都千代田区大手町2-6-2

電話番号：03-6262-3781

受付時間 平日9:00~12:00/13:00~17:00

※本公募は、株式会社パソナが中小企業庁の委託を受けて実施するものです。

平成30年6月

株式会社パソナ

平成30年度潜在的創業者掘り起こし事業（創業スクール事業） 公募要領

1. 目的

中小企業・小規模事業者は、地域の経済や雇用を担う重要な存在である一方、その数は年々減少傾向にある。こうした中、平成25年6月に取りまとめられた「日本再興戦略」において、開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率を米国・英国レベルの10%台に向上させるという目標が掲げられた。

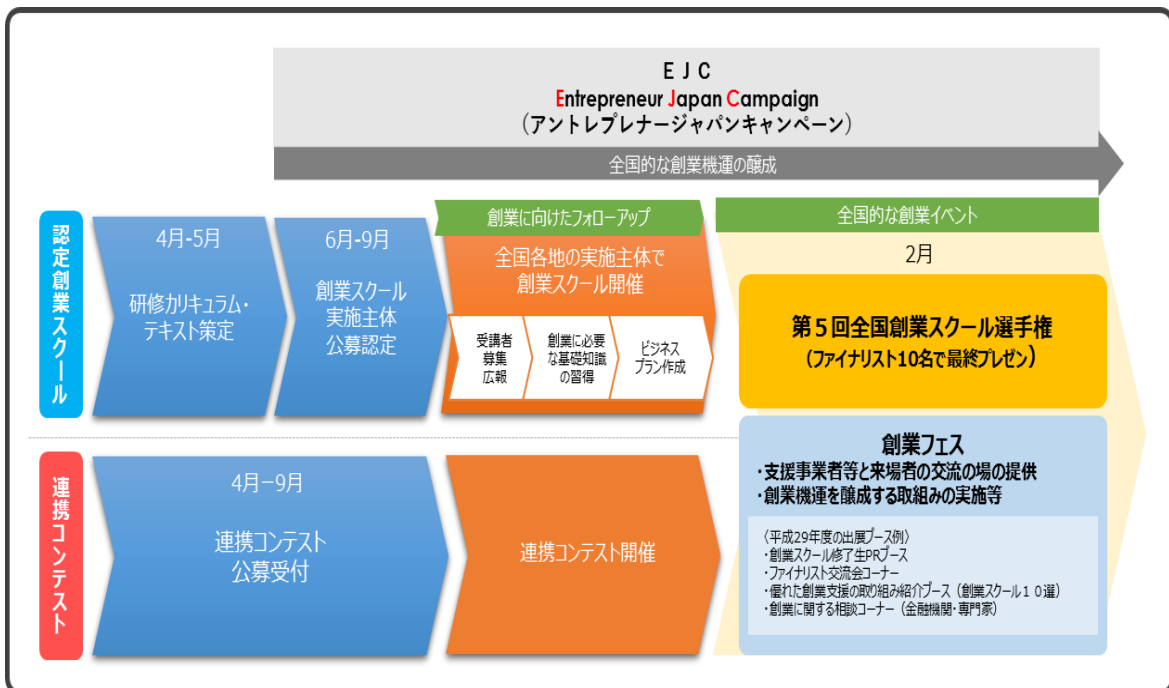
本事業は、平成29年度に創設された一定水準の創業スクールを設定する制度を引続き支援し、質の高い創業スクールの全国的な拡大と、潜在的創業者へのアプローチを強化することで、全国的に創業機運を醸成し、創業者の増加を目指すことを目的とする。

2. 事業概要

(1) 全体像

株式会社パソナ（以下、「管理事務局」という）が、創業者に対して本事業を実施する創業スクールの公募・認定業務を実施する。管理事務局は、実施団体が創業希望者の掘り起こし等を目的とするセミナーや定期的座学研修等を実施する創業スクールを認定することによって、全国の創業希望者が創業後も円滑に事業を進めるために必要な知識が得られるよう支援する。

【EJC】概要



(2) EJC とは

アントレプレナージャパンキャンペーンの略。

認定創業スクール及び連携コンテストの公募認定を皮切りとして、「全国的な創業機運の醸成」を図るキャンペーンの総称である。当キャンペーンの集大成として、認定創業スクールが選定する優秀なビジネスプランと連携コンテストが推薦する優れたビジネスプランを集めて全国的なビジネスプランコンテスト（第5回全国創業スクール選手権）を実施する。また、創業者を支援する各団体・民間企業による PR ブースを設置することにより、各機関の横のつながりを創出し、創業支援の質の向上を図る「創業フェス」を併せて開催。当イベントを通じて、創業者や創業支援者が交流できる場を提供する創業イベントとする。

3. 認定創業スクールのメリット

- ① 国が認定することによる信頼性の向上。
- ② 創業スクールサイトで、認定創業スクールに関する募集情報の掲載等の情報発信を行うことによる集客効果。（平成31年3月29日（金）まで掲載）

認定創業スクールが推薦したビジネスプランは、全国規模のビジネスプランコンテストである第5回全国創業スクール選手権の参加権の獲得。（受賞すれば創業者の知名度向上に繋がる）第5回全国創業スクール選手権に参加することによる認定創業スクールの全国的な知名度向上効果。

4. 公募について

(1) 認定創業スクール開催期間

認定創業スクールは、原則として、認定日から平成30年12月28日（金）までにカリキュラムを終えるものとする。

(2) 認定期間

認定期間は、認定日から平成31年3月29日（金）までとする。（講座終了後のフォローアップ期間も含む）

応募時に、すでに開講している講座等についても応募可能とする。

(3) 公募スケジュール

公募期間：

公募開始日：平成30年6月19日（火）

締め切り日：平成30年7月31日（火）（※消印有効）

審査結果公表：平成30年8月17日（金）

公募説明会の日程・開催場所は平成30年度潜在的創業者掘り起こし事業ホームページ参照

URL : <https://www.pasona.co.jp/pr/sougyou/2018/>

5. 認定基準

認定創業スクールは、下記の（１）一般基準をすべて満たすことに加え、（２）追加基準を２つ以上満たすことを要件とする。

（１）一般基準（創業スクール等の実施内容）

- すべての基準を満たすことが認定の要件（認定委員会で審査・承認）
 - ・実施期間が1ヶ月以上で、且つ4日間以上の開催である。
 - ・「経営」「財務・会計」「販路開拓・マーケティング」「ビジネスプラン作成」の知識がすべて得られる。
 - ・地方自治体・商工会議所・商工会・金融機関などの関係機関と広報を連携して行う。
 - ・事業申請書に、開催予定日、時間、場所、カリキュラム内容、広報による集客計画、講師・スクールの支援実績が記載されており有効な内容になっている。
 - ・スクール終了後もスクール受講生と創業に向けての個別相談や実施機関が関係するイベント等への参加提案等のフォローアップを行う。

（２）追加基準（実施機関としての体制や運営の基準）

- 下記のうち2つ以上を満たすことが認定の要件
 - ① 地域創業促進支援事業及び潜在的創業者掘り起こし事業において優れた創業スクール等を表彰する、「創業スクール10選」に過去選出されたことがある。
 - ② 地域創業促進支援事業及び潜在的創業者掘り起こし事業におけるビジネスプランコンテスト「全国創業スクール選手権」においてファイナリストを輩出したことがある。
 - ③ 受講生同士の交流や受講生の学びやつながりを深めるワークショップ等が組まれている。
 - ④ 地域での創業者増加にむけて地域との連携や講師選定の工夫がされている。
 - ⑤ 地域での創業者増加に繋げるためのカリキュラムである（地元創業者の体験談をカリキュラムに取り入れる等）。
 - ⑥ 地域の特性や実施機関の強みを生かした計画である。
 - ⑦ 創業支援に関して多大な実績がある講師を選定している。
 - ⑧ 受講者の多くが働きながらの受講が見込まれるため、開催日時、会場の利便性・広さ等に工夫が見られる（休日開催、託児所の開設等）。

- ⑨ 地域メディアや地域のビジネスプランコンテストとの連携等、地域支援機関と連携した計画である。

6. 応募対象者

本事業の応募対象者は、下記要件のいずれかを満たし、かつ本事業期間終了後においても他の支援機関等と連携しながら、受講者が抱える創業に係る個別の課題解決を図る体制が整備可能である法人とする。

(1) 地域プラットフォームに登録された代表機関もしくは構成機関

- 公募期間終了時まで、地域プラットフォームに登録されていること。
- **地域プラットフォームについては下記参照。**

<https://www.mirasapo.jp/regionplatform/all.html>

(2) 産業競争力強化法に基づく認定を受けた創業支援事業者

- 産業競争力強化法に基づき、国からの認定を受けた創業支援事業計画又は、産業競争力強化法の一部を改正する法律の施行後に認定を受けた創業支援等事業計画（第1回認定：平成30年8月末予定）に従って、市区町村と連携して創業支援に取り組む法人である。
ただし、本公募への申請が創業支援事業計画の法律認定との同時申請となる者について、認定に至らなかった場合、本要件には該当しないこととする。

(3) 上記の要件（1）、（2）と同等の支援能力を有すると認められる法人で、かつ所在する地域において他の支援機関等と連携することが可能な法人とする。

- 他の支援機関等との連携については、公募申請書にて連携内容及び実績について詳細に記載すること。

■ 留意事項

認定創業スクールの認定について

- ① 過去2年間において、行政指導及び行政処分があった法人は応募対象とならない。
認定後、判明した場合は、認定を取り消すこととする。
- ② 本公募終了時まで、法人登記がされている法人であることとする。（事業申請書に法人番号を記載すること）
- ③ (1)～(3)の応募事業者（主要な出資者、役員、及びそれに準ずる者を含む。）は、暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者（以下、「反社会的勢力」という。）でないこと、過去5年間もそうでなかったこと及び反社会的勢力と資金提供、便宜供与その他いかなる関係も有しないこと、それを表明すること、及び将来にわたっても反社会

的勢力といかなる関係も有していないことを誓約することを必要とする。

■事業スケジュール(予定)

第2次公募	6月19日	第2次公募受付開始
	7月31日	第2次公募申請受付締め切り
	8月17日	第2次認定実施主体決定、公表
		随時、認定創業スクール事業開始
第5回全国創業スクール選手権	12月7日	各スクールからの優秀ビジネスプラン提出 締め切り
	12月下旬	1次審査(書類審査)
	1月中旬	2次審査(プレゼン審査)
	12月28日	認定創業スクール講座終了
	2月下旬	第5回全国創業スクール選手権
	3月29日	認定期間終了

■認定説明会の開催スケジュールについて

第2次公募で認定された実施主体向けの説明会は行わないこととします。

7. 提出方法

- 提出書類を1つの封筒に入れ、提出期限までに指定の提出先に郵送すること。
その場合、簡易書留や特定記録郵便などを利用して、配達状況が証明できる方法によって送付すること。(FAX不可)
- 宛先面に「平成30年度潜在的創業者掘り起こし事業に係る事業(認定創業スクール) 申請書在中」と朱書きで記入すること。
- 提出書類は日本語で作成し、A4片面印刷で、左上をクリップ留めすること。
- 提出された書類は返却しない。また、提出書類に不備がある場合は受理しない。
- 提出書類等の作成、送付等に係る費用は応募者の自己負担とすること。

■提出書類リスト

チェック	提出書類、部数、備考
全ての団体	① 様式1 事業申請書
	正本1部、副本1部
	*管理事務局が指定する書式を使用すること
全ての団体	② 様式2 事業の提案内容
	2部
	*管理事務局が指定する書式を使用すること
全ての団体	③ 定款（寄附行為）
	1部
	④ 本事業の担当者及び連絡先が分かる資料
全ての団体	⑤ 様式3 反社会的勢力排除に関する誓約書
	正本1部
	*管理事務局が指定する書式を使用すること
応募要件（3） の団体のみ	⑥ 様式4 機関の事業実績及び機関の事業概要や会社経歴書（沿革）がわかる書類（パンフレット等）
	2部
	*管理事務局が指定する書式を使用すること
応募要件（3） の団体のみ	⑦ 過去2年間の貸借対照表、損益計算書（収支決算書）
	2部
	*直近2年間のものを各2部とする
全ての団体	⑧ 提出書類チェックリスト
	チェックリストにて提出書類が同封されていることを確認し、チェックリストもあわせて同封すること。

■書類提出先

平成30年度潜在的創業者掘り起こし事業
 管理事務局（株式会社パソナ内）宛
 〒100-8228 東京都千代田区大手町2-6-2

8. 審査方法

創業スクール事業の認定は、管理事務局が設置する有識者等により構成される認定委員会において、5の「認定基準」に基づき行う。

- 管理事務局から応募機関に対し、必要に応じて提出資料についてのヒアリングを実施することがある。
- 管理事務局から応募機関に対し、追加資料の提出を求める場合がある。

9. 審査結果の通知

中小企業庁及び管理事務局のホームページにおいて、認定の公表を行うほか、認定された団体に対し、管理事務局から認定の決定通知を文書にて送付する。

- 認定されなかった場合も書面によって通知を行うこととする。
- 平成30年度潜在的創業者掘り起こし事業ホームページ

URL : <https://www.pasona.co.jp/pr/sougyou/2018/>

10. 認定創業スクールの責務

(1) 事業変更時の届出

認定創業スクールは、認定後、事業申請内容に変更が生じた場合は、事務局指定の様式にて速やかに報告を行うものとする。

なお、申請者の都合により事業申請内容の認定基準等に関わる変更が生じた場合は、認定を取り消す場合がある。

(2) 満足度調査の実施

① 認定創業スクールは、全ての研修カリキュラム終了後、管理事務局が指定する様式にて受講者に対して満足度調査を実施し、受講者から直接回収することとする。

② 受講者から回収した様式は管理事務局の依頼に応じ、研修カリキュラム終了後30日以内を必着として管理事務局へ提出することとする。

(3) 追跡調査（受講者向け）

認定創業スクールは、受講者に向けて平成31年度以降5年間、中小企業庁が行う創業状況等についての追跡調査（Eメールによる）を行う旨周知を行うこととする。

(4) その他

①管理事務局は、提出された事業申請書及び添付書類に係る機密保持には十分配慮することとする。

②認定創業スクールは、本事業の実施にあたって知り得た個人情報及び秘密情報の漏洩、紛失等の事故の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じることとする。

1 1. 第5回全国創業スクール選手権に向けたビジネスプランの選定及び管理事務局への提出

認定創業スクールは、管理事務局が開催する第5回全国創業スクール選手権に、認定創業スクール受講者が受講期間中に作成したビジネスプランを1件選定し、管理事務局へ提出することを前提とする。

- ビジネスプランの提出期限：平成30年12月7日（金）
- ビジネスプランの指定様式および提出方法等については、平成30年度潜在的創業者掘り起こし事業ホームページにて6月中旬にご案内予定

*第5回全国創業スクール選手権概要（予定）

1次審査	: 平成30年12月下旬（書類審査）
2次審査	: 平成31年1月中旬 (プレゼンテーション審査、場所：東京)
最終審査	: 平成31年2月下旬 (プレゼンテーション審査、場所：東京)
審査項目	: 「自己実現」「事業の妥当性や実現性」 「新規性及び優位性」、「社会性及び地域の視点」